



埼玉県の発達障害児・者支援施策について

- 発達障害はわかりづらいが、多くの人が生きづらさを感じ、支援を必要としている。
- 埼玉県内の15歳未満で発達障害があると思われる子供 約60,000人
※ 文部科学省調査（平成24年2～3月実施）から推計

◆ 発達障害児・者が乳幼児期から成人期まで生涯を通じて適切な支援が受けられるよう

➡ 平成23年度から「発達障害児・者支援施策」を**全庁的に実施**

[推進組織]

「福祉部」を中心に、関係部局である「総務部」「保健医療部」「**教育局**」「病院局」の職員にも兼務・併任辞令を発令して全庁的に事業推進

支援施策 の推進

①人材育成

③診療療育
体制の強化

②親への支援

④就労の支援

平成29年1月に「発達障害総合支援センター」を開設！

県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に併せ、埼玉県の発達障害児支援の拠点として新規に開設。

新たに **⑤地域支援・相談支援** を加えた**5つの支援策を実施**。

- 主な施設 研修室(教室型:定員100名、口字型:定員30名)
療育研修室(2室)、相談室(3室)
- 配置職員 医師(センター長・非常勤)
常勤11人(保健師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士他)



発達障害総合支援センターで実施している事業

1 人材の育成 年間130の研修を実施



(1) 幼稚園や保育所、小学校を対象とした研修

- 発達障害は支援対象者が多いため、一部の専門家だけの支援では対応できない。
- 発達障害について正しい知識を持った人材を増やす必要がある。

集団生活の場で発達障害に早期に気づき支援できる人材の育成

まず、最初の5年間(H23～27年度)で**10,549人**を育成！

① 幼稚園、保育所 5,858人(1園当たり3人の支援体制)

→ 3日間の研修で、「発達支援サポーター」として育成

1)基礎理解 2)地域連携講座 3)対応力向上講座(選択制)

② 小学校 3,923人(1校当たり6人の支援体制)

→ 1～3日間で、保育所等での支援を小学校につなぐ研修を実施

校長等管理職や特別支援教育コーディネーター、1～3年生の担任を対象

③ 市町村 768人

→ 5日間の研修で、「発達支援マネージャー」として育成

障害福祉、子育て支援、母子保健の3分野の職員を対象

県教育局の協力のもと、効果的な研修事業を実施

H28年度以降は、10,500人体制を継続するため、人事異動や退職者分の補充として年間1,600人を育成

H28年度：1,861人、H29年度：1,729人、H30年度：1,773人、R元年度：1,661人

1 人材の育成 (続)



(2) 医療や看護師、地域の支援機関の専門職向けの研修

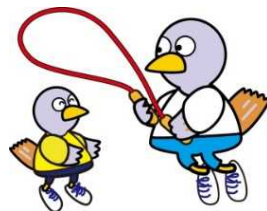
- 発達障害の医療・療育に携わる医師や専門職等の裾野を広げる。
- 障害児通所支援事業所等において、発達障害児の特性を理解した支援を促進する。

➡ 令和元年度までの9年間で192回開催し、延べ7,879人が受講

発達障害の診療可能な医療機関 H23:64か所 → R元年度末:181か所
センターのHPに医療機関リストを掲載

(3) 幼稚園・保育所で子供の発達に効果的な遊び方を教えられる人材の育成

■ 幼稚園教諭や保育士を年間500人育成



- 「療育法指導室」の遊具を活用し、子供は身体を動かすことで苦手さを軽減し、できることを増やしていく遊び方を学ぶ実習形式の研修を実施



療育研修室での遊具を活用した研修の様子

1 人材の育成 (続)

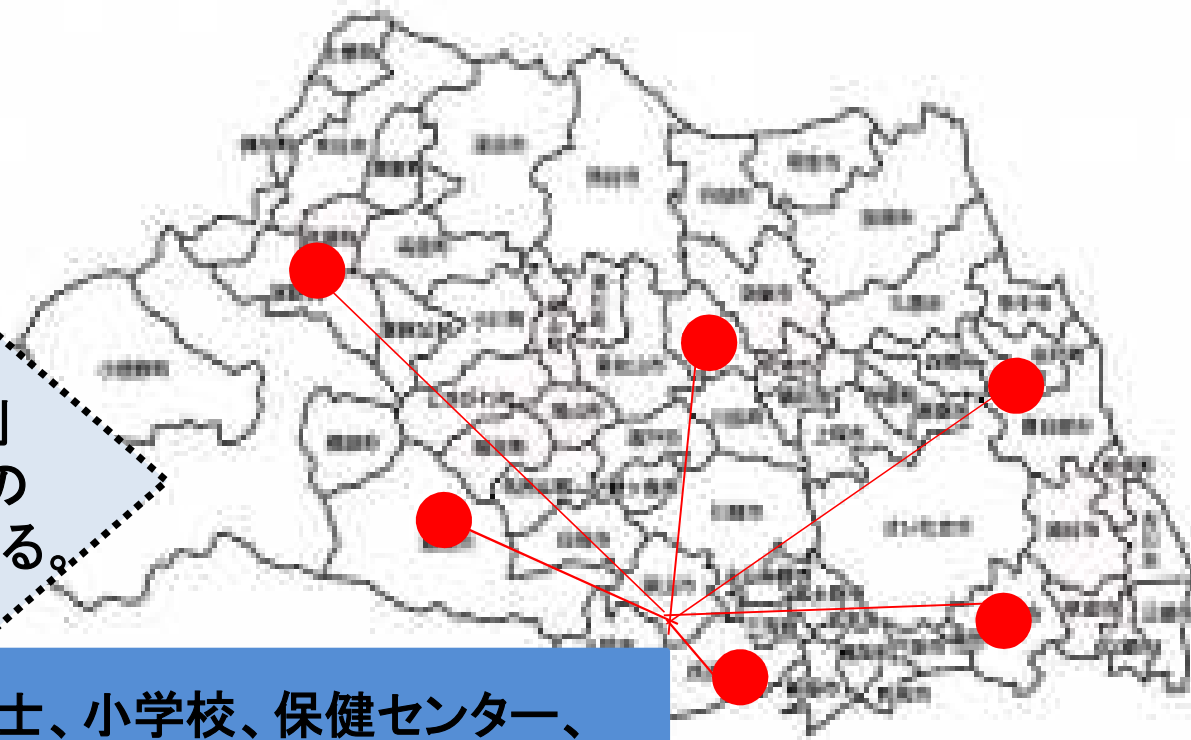


(4) 地域連携講座の実施

発達障害児・者への包括(包摂)的支援体制の構築を目指して、地域の関係機関 相互の連携を促す「**地域連携講座**」を実施している。

県内を6つのブロック分け、医師と作業療法士、小学校、保健センター、相談支援事業所、通所支援事業所が登壇。

地域における発達障害児支援についての、それぞれの役割を説明。



埼玉県

対象

- 小学校教諭
- 幼稚園教諭、保育士、
- 市町村の担当職員

参加人数

- 888名 (R元年度)
- 一つのブロックで平均
- 148名の参加

内容と効果

- 地域における支援機関の機能や役割を理解。
- 地域での発達障害児・者支援に取り組むに当たって、連携の大切さや相談・連携先とつながるヒントとしていただく。

2 親への支援



(1)ペアレントメンターによる相談の実施

○ペアレントメンターの養成、相談を実施

- ・発達障害の子供を持つ親が同じ親の立場で相談に応じ、助言 → 市町村と協力して地域で開催
- ・養成研修の実施 → これまでに117人のペアレントメンターを養成(H22～R元年度)



(2)親向け子育て支援講座の実施とその支援手法の普及

○ 地域で専門家を招き親支援講座を開催するのではなく、子育て支援手法を県内各地に普及！

①親のストレスを軽減し子育てを楽しくする「子育て応援講座」

- ・子供の特性に合わせた効果的な接し方や人間関係が楽になるコミュニケーションのコツを学ぶ講座(4日間)

②ペアレントプログラム

- ・子供の「いいところ」「できているところ」を見つけて、ほめて対応するコツを学び、楽しく子育てできるようにする講座(6日間)

③ペアレントトレーニング

- ・子供の望ましい行動を増やすほめ方や好ましくない行動を減らすための具体的な対応の仕方を身につける講座(8日間)

3 診療・療育体制の強化



(1) 中核発達支援センターの設置・運営

○ 広域的な診療・療育の拠点 3か所（平成23年度～）

医療型障害児入所施設の外来診療部門に医師・作業療法士等の専門職を配置し、診療と療育を一貫して実施

- 光の家療育センター（毛呂山町）
- 中川の郷療育センター（松伏町）
- 福祉医療センター太陽の園（熊谷市）

3か所のセンターで年
約2,400人診療



■ H23年7月～R2年3月までの間に 初診者数：5,401人 延べ受診者数：213,620人

(2) 地域療育センターの設置・運営

○ 障害保健福祉圏域ごとに設置 9か所（平成27年度～）

児童発達支援センター等に作業療法士等の専門職を配置し、発達障害の特性が気になる子供に対して個別療育を行うとともに親支援を実施

- 南部(川口市) 南西部(志木市) 東部(越谷市) 県央(桶川市) 川越比企(川越市)
- 西部(入間市) 利根(久喜市) 比企(寄居町) 秩父(秩父市)

9か所のセンターを年約1,500人(延べ1万件)が利用

4 地域支援



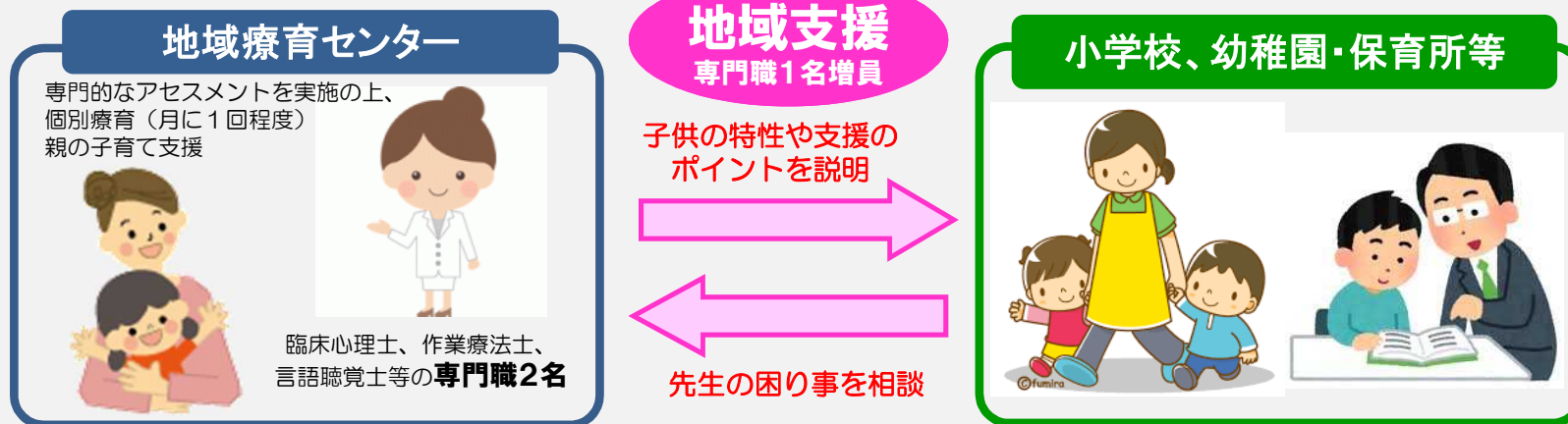
➡ 平成29年度から地域における発達障害児支援の底上げや体制整備を目的とした「地域支援」を実施

(1) 専門職が幼稚園や児童発達支援センター、市町村に支援方法等について助言・支援

- ① 遊具を活用した研修に参加した教諭が所属する幼稚園等を訪問してフォローアップ
- ② ペアレント・プログラム等の子育て支援プログラムの立上げ支援 R元年度:308件

(2) 地域療育センターの専門職による小学校・幼稚園等への助言・支援

- ・地域療育センターの利用期限は1年以内。子供たちは幼稚園・保育所、小学校等に移行。
- ・そのため、個別療育で把握した子供の特性や、支援のポイントを幼稚園・保育所、小学校等に伝える。終了後もフォローアップすることで、**子供が集団生活に適応**。



地域支援実施の保護者・先生の声



保護者

「専門職の方が学校で支援のポイントを具体的に説明してくれたので、先生が配慮してくれるようになった」
「先生とのやりとりがスムーズになった」



先生

「専門職の方が直接現場で対応方法を教えてくれてありがたかった」
「子供の得意なところと苦手なところがわかったので、今後どう指導すればよいかわかった」
「他の子供を指導する際の参考になった」

5 就労の支援



発達障害者就労支援センターの設置・運営

～能力を引き出し、社会で活躍できる「人財」へ～

特別支援学校、高校からの紹介、相談にも対応

- **発達障害者に特化し**、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動から職場定着までを**ワンストップ**で支援
- 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚のある方を対象に支援

■ ジョブセンター川口（平成26年度～）

■ ジョブセンター草加（平成26年度～）

■ ジョブセンター川越（平成27年度～）

■ ジョブセンター熊谷（平成28年度～）

6年間で530人が就労

就 労 相 談

- 本人、家族、学校、企業などからの発達障害に関する相談に幅広く対応

職 業 能 力 評 価

- 軽作業を通じて得意・不得意を評価

就 労 訓 練

- オフィスを再現し会社での業務を体験するトレーニング

就 職 活 動 支 援

- 模擬面接や企業面接への同行支援
- 受入れ企業の開拓

職 場 定 着 支 援

- 就職後も定期的に職場を訪問し、本人と企業双方を支援



教育と福祉の連携に関して感じていること

～発達障害総合支援センターにおける業務の中で～

学校と放課後等デイサービスの連携

- 福祉側(放課後等デイなど)は、教育側と連携したいと考えているはず、、、？
連携していない／進まない理由としては(地域の放デイから)
 - ・考えているだけで、実際には働きかけをしていない…？
 - ・一人一人の個別の状況に応じた対応であるため、時間や場所がない。
 - ・連携できている場合であっても、地域全体の取組に波及していない。学校単位にとどまっている。
 - ・福祉側として、特に連携する必要がある時期は、幼保から小学校に入学する前、
5月の連休前後、長い休みが明ける前(2学期前) など
- 連携には場面設定や努力が必要！ また、連携しやすいツールや方法が必要。

巡回支援・訪問支援

- 巡回支援は教育側の必要性に基づいて行われることもあるため、福祉側を受け入れやすい(連携とりやすい)。
- 保育所等訪問支援は個別給付のため、保護者の発意(申請)で始まる。教育側にとって必要性を感じていない状況の中で福祉側が教育の現場を訪問する(連携とりづらい)。
- 地域療育センターでも、「地域支援」として幼保小を訪問している。